

令和8年2月6日

改正行政書士法に伴う自動車関連業務の  
取扱いに関する説明会

運輸交通部



ところ 愛知県行政書士会館 3階会議室

愛 知 県 行 政 書 士 会



事務局 名古屋市東区葵一丁目15番30号

〒461-0004 TEL (052) 931-4068

FAX (052) 932-3647

<https://www.aichi-gyosei.or.jp/>



# 改正行政書士法に伴う 自動車関連業務の取扱いについて

令和8年2月6日

愛知県行政書士会  
運輸交通部

1

## 目次

- 01 改正行政書士法について
- 02 行政書士法の対象となる業務
- 03 自動車保管場所証明申請（代理・代行）、登録における注意点
- 04 改正行政書士法違反となる事例
- 05 販売店からの受任方法

2

## 01 改正行政書士法について

3

## 01 改正行政書士法について

### 自動車業務と主に関係する行政書士法条文（抜粋）

行政書士法（改正：令和8年1月1日施行）

（業務）

第一条の三 行政書士は、**他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類**（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）**その他権利義務又は事実証明に関する書類**（**実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。**

### ★ポイント

改正前と内容に大きな変更はないが、行政書士法の基礎となる条文

4

## 01 改正行政書士法について

### 自動車業務と主に関係する行政書士法条文（抜粋）

（業務の制限）

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、**他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。**ただし、**他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者**※が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

### ★ポイント

【**他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て**】が追加され、趣旨の明確化が目的  
行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け「**会費**」「**手数料**」「**コンサルタント料**」等のような名目であっても、**対価を受領して、業として、官公署へ提出する書類を作成することは違法であるという現行法の解釈を明示化したもの**

※日本自動車販売協会連合会・一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会・全国軽自動車協会連合会を指す<sup>5</sup>

## 01 改正行政書士法について

### 自動車業務と主に関係する行政書士法条文（抜粋）

第二十三条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条の二、第二十二条の四、第二十三条第二項又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

※ポイント

**両罰規定となり、「行為者」を罰するほか、「その法人または人」に対しても罰則が科せられる。**



## 02 行政書士法の対象となる業務

---

7



### 02 行政書士法の対象となる業務

---

- ①自動車登録業務（新規・移転・変更・抹消）
- ②車庫証明申請業務（書面申請）
- ③OSS登録用所在図・配置図作成
- ④自動車税減免申請

その他官公署へ提出する書類の作成業務

8

## 03 自動車保管場所証明申請（代理・代行）、登録における注意点

9

## 03 自動車保管場所証明申請（代理・代行）、登録における注意点

### ・自動車保管場所証明申請

- ①本人以外で有償で書類を作成できるのは行政書士のみ
- ②権原書面の記入は基本は権原者が行うべきもの
- ③依頼者から依頼内容を正確に把握するため、書面での情報提供を基本とする
- ④申請代理制度を利用した申請のメリットを販売店に周知する  
申請代理：申請者と同じ権限が付与される制度  
申請者に代わり 行政書士職印を押印することで保管場所証明申請書の作成を行うことができ  
申請後 交付までの間であれば職印での押印で一部の情報を除き訂正することができる

一方 使用者として代行のみを行う場合 申請代理のような権限はないため 対応範囲は提出代行にとどまる

※愛知県では申請代理人による申請か使用者による申請かを判別するため 使用者での申請の場合であっても 連絡先に職印の押印を求める運用に代わっている（非行政書士排除のため 県警が協力的）令和8年1月より

10

### 03 自動車保管場所証明申請（代理・代行）、登録における注意点

#### ・登録手続

- ①本人以外で有償で書類を作成できるのは行政書士のみ
- ②依頼者から依頼内容を正確に把握するため 書面での情報提供を基本とする
- ③販売店によって 行政書士業務の定義づけが異なることにより 登録手続に付随した書類作成やこれまで販売店自身が手続をしていたものを行政書士に委託する流れが加速しているためどこまで業務として受任するか取り決めをしておいたほうが良い
- ④登録業務を受任すると、諸税の立替をしなければならないことが多く、資金を要することが多いそのため 依頼者との間で支払いについて事前に取り決めをしておくとう運営がしやすい

11

### 04 改正行政書士法違反となる事例

12



## 04 改正行政書士法違反となる事例

### 1 自動車保管場所証明申請業務

- ①自動車販売会社の販売員が 自社が販売した車両に係る車庫証明申請書の作成を代行すると  
例え、作成費用を無料としても、車両の販売代金や整備代金等に報酬が含まれていると考えられることから  
行政書士法違反となる
- ②自動車販売会社の販売員が 自社が販売した車両に係る車庫証明申請書の作成するため  
自社の顧客情報や車両情報等のデータベースからの情報を用いて作成すると ①と同じ理由により  
行政書士法違反となる
- ③自動車販売会社の販売員が 自社が販売した車両に係る車庫証明申請書及び添付書類を警察署に提出した後に  
車台番号の追加記入や記載内容の訂正・補正を行うと行政書士法違反となる  
仮に警察署員から記載内容の訂正・補正を求められた場合であっても、これを行うと行政書士法違反となる
- ④購入者との売買契約書に車庫証明申請書類の作成 代行費用として計上しておきながら、実際には行政書士へ  
依頼をせず 行政書士業務として利益を計上している場合、行政書士法違反となる  
※詐欺罪に問われる可能性もある

13

## 04 改正行政書士法違反となる事例

### 2 自動車の登録業務

- ①自動車販売会社の販売員が 自社が販売した車両に係る自動車登録申請書の作成を代行すると  
例え 作成費用を無料としても 車両の販売代金や整備代金等に報酬が含まれていると考えられることから  
行政書士法違反となる
- ②自動車販売会社の販売員が 自社が販売した車両に係る自動車登録申請書の作成するため  
自社の顧客情報や車両情報等のデータベースからの情報を用いて作成すると ①と同じ理由により  
行政書士法違反となる
- ③自動車販売会社の販売員が 自社が販売した車両に係る自動車登録申請書及び添付書類を陸運支局等  
に提出した後に 追加記入や記載内容の訂正・補正を行うと行政書士法違反となる 仮に陸運支局等  
の職員から記載内容の訂正・補正を求められた場合であっても これを行うと行政書士法違反となる
- ④購入者との売買契約書に自動車登録申請書類の作成 代行費用として計上しておきながら  
実際には行政書士へ依頼をせず 行政書士業務として利益を計上している場合、行政書士法違反となる  
※詐欺罪に問われる可能性もある

14

## 04 改正行政書士法違反となる事例

---

### 3 その他

- ①保管場所証明申請業務・登録業務以外においても 行政書士が法律上定められた官公署に提出する一切の書類  
権利義務・事実証明に関する書類すべて同様の考え方
- ②行政書士を形だけ利用し、適正な業務遂行が不可能な金額で契約させ役務の提供を受ける場合など  
→他法律に抵触する可能性
- ③自動車販売店が行政書士を雇用し、業務の内製化を図る場合  
→行政書士制度は独立開業を前提としており 一般企業に所属して行政書士の独占業務を行うことは禁じられている
- ④書類偽造を行い、行政書士を欺き、行使させる行為  
→偽造私文書等行使罪に問われる可能性あり

15

## 05 販売店からの受注方法

---

16

## 05 販売店からの受注方法

依頼を受けるための事前準備（一例）

- ▶ 業務遂行スケジュールの設定  
無理のないスケジュールの設定が必要
- ▶ 業務可能範囲  
エリアの取り決めや、各種業務の対応範囲の確認が必要
- ▶ 受注料金  
各業務について取り決めが必要
- ▶ 事務所の規模  
自身の事務所で受任できる業務量を把握することが必要

17

## 05 販売店からの受注方法

依頼を受けるための事前準備（一例）

- ▶ 業務委託契約書の取り交わし  
問題が起こった際の責任の所在や、範囲、個人情報管理について取り決めが必要  
令和8年1月1日より中小受託取引適正化法が施行され、業務委託契約を締結しておくことより安全に取引ができる
- ▶ 業務を依頼するための依頼書の作成  
依頼者からの指示を正確に把握するために必要（後日のトラブル防止の観点）
- ▶ 保管場所証明申請用委任状の依頼先への頒布  
依頼者へ 申請者から書類を取り付けてもらうことが必要（申請書作成権限の明確化）

中小受託取引適正化法  
についてはこちら



政府広報オンライン

18



ご清聴ありがとうございました

---